

## I 趣旨

本運用基準においては「5年を目途に」見直しを行う旨規定

平成26年12月の施行後5年を経た見直し（令和2年6月）から、5年が経過したタイミングで、これまでの運用実態、各有識者、衆参情報監視審査会等からの指摘・意見などを踏まえ見直しを行うもの

## II 見直しのポイント

### 1. 重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保（シームレスな運用）

重要経済安保情報保護活用法とのシームレスな運用による情報保全の強化を実現するため、重要経済基盤に関する情報について、秘匿度に応じ、特定秘密又は重要経済安保情報に適切に指定し、各情報について必要な保護措置が講じられるよう所要の遵守事項を規定[Ⅱ 1(4)イ]

### 2. 適性評価の適正かつ効率的・効果的な実施の確保

- 適性評価の的確な実施を確保するため、評価対象者に関する必要な情報を漏れなく正確に把握した上で、全ての評価対象者に対する面接を実施するよう手順・要領を見直し。同時に評価対象者等の負担軽減にも配慮して効率的な実施となるよう規定[IV 5(3)～(6)]  
なお、評価対象者の選定は、執務環境など業務の実情を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否やいわゆる有効期限（5年）を経過していないことを漏れなく確認するよう規定[IV 3(1)ア]
- 適性評価の適正の確保に資するよう、それに関連して寄せられる、苦情の受理・処理を活性化するため、苦情受理窓口で受け付ける苦情について、実施に同意しなかった者や同意を取り下げた者などの苦情も受け付けるよう規定[IV 8(2)(5)]
- 適性評価実施後に特定秘密を取り扱う職員・従業者に「事情」変更があった場合に、上司等が遅滞なく認知・報告できるよう、面談等を活用して年1回以上、その有無を確認することを規定[IV 9(1)(2)]
- 適性評価の効率的・効果的な実施を徹底するため、適合事業者の従業者を含め、過去に別の行政機関から適性評価を受けていた場合にはその記録の提供を受けるなど行政機関間で協力するよう規定。併せて、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者に関する同様に行政機関間の協力を規定[IV 12(2)]

### 3. 業務の適正の確保・特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化

- 部内で特定秘密の漏えいと評価される事案が生じていることを踏まえ、特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、又は誤って取り扱うことのないよう注意する旨規定[I 3(4)]
- 通報の処理を通じた業務改善を促進すべく、特定秘密の指定・解除及び関連文書管理に関する通報を受理する窓口で特定秘密漏えい事案や保護規程違反等も広く受け付け、処理することを規定[V 4(1)(2)]
- 特定秘密の保護に関する職員教育の充実強化を規定[V 6(4)]
- 取扱い業務に対する検査が真に効果的なものとなるようタイミングや項目を工夫するよう規定[V 6(5)]
- 適合事業者を選定する際、特定秘密保護法で適合事業者に特定秘密を保有させ、又は提供することができるのは、（今般施行された重要経済安保情報保護活用法と異なり、）非代替性が認められる場合に限定されているという趣旨に留意するよう確認的に規定[V 6(6)]
- 重大な不適正事案認知時に衆参情報監視審査会へ早期報告すること、調査に時間を要するなど早期報告が困難な場合には適時に中間報告を行うことを規定[V 6(8)]

## 4. その他

従来の規定の趣旨の明確化、引用文書名の変更、上記見直しと連動した改正、その他所要の修正